

平成17年度 第2回第三者定期監査結果の報告について

平成18年1月25日

日本原燃株式会社

1. はじめに

当社品質保証体制の確立に係る「改善策」の実行を担保するため、一昨年7月より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による年2回の定期監査を開始し、これまでの過去3回の監査では、以下の観点で監査が行われました。

- ・「改善策」の直接的展開部門である再処理事業部及び全社共通部門の「室」（品質保証室、経営企画室、広報・地域交流室、業務管理室、安全技術室）

第1回監査では、「改善策」を実施するための仕組み、手順等が社内の規定文書類に適切に反映されているかについて、第2回監査では、それら規定文書類に従って「改善策」が的確に実行されているかについて、また、第3回監査では「改善策」における計画(P)、実施(D)、監視・評価(C)、改善(A)(以下、「PDCA」という。)の展開度について評価を受けた。

- ・「改善策」の水平展開先とした濃縮事業部及び埋設事業部

第2回監査において、「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮事業部及び埋設事業部の規定文書類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性と、品質保証活動の基本事項となる品質目標の設定・展開状況及び事業部長レビューの状況について、また第3回監査では「改善策」の水平展開におけるPDCAの展開度について評価を受けた。

当社として、通算4回目となる平成17年度の第2回定期監査は、前回と同様、当社の全事業部及び「室」を対象とし、LRJより示された2.項の監査内容に従い、以下の日程で実施され、1月16日に監査報告書を受領しました。

- ◆ 「室」 : 11月14日～11月15日
- ◆ 濃縮事業部 : 11月28日～11月29日
- ◆ 埋設事業部 : 11月30日～12月1日
- ◆ 再処理事業部 : 12月21日～12月22日、
12月26日～12月27日

2. 平成17年度第2回定期監査の内容

LRJより示された監査計画に基づき、以下の内容で行われました。

(1) 文書監査

前回の定期監査以降又は直近1年以内に新規制定又は改正された規定書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル等）の制定・改正内容の妥当性

(2) 実地監査

a. 「改善策」の実施に係るPDCAの展開状況

- ① 「室」及び再処理事業部は「改善策」の全範囲から任意抽出した事項
- ② 濃縮事業部及び埋設事業部は「改善策」の水平展開として実施した範囲から任意抽出した事項

b. 「改善策」を反映した品質マネジメントシステムの実施状況

- ・品質マネジメントシステムの重要項目の中からLRJより指定があった以下5項目の実施状況から任意抽出した事項
 - ① マネジメントレビュー
 - ② 教育・訓練
 - ③ 内部品質監査
 - ④ 不適合処理／是正処置
 - ⑤ 設計管理

3. 監査結果

(1) 監査全体を通したLRJ「総合所見」

今回の監査全体を通した総合所見として、LRJより以下の内容が示されるとともに、その総括として、「改善策の実行・展開の観点からは、PDCAサイクルの中でも、C(監視・評価)、A(改善)に注力している状況が随所で観察され、改善策の一環として導入された諸制度が定着段階に入り、良好な品質システムが構築されつつある」との評価を得ました。

一方、「品質目標の達成度が定量的に判定できる工夫」や「監査コメントは改善に結びつく有益な情報であるとの認識の重要性」等、一層の効果発揮を期待した事業部・室共通の提言も受けました。

<LRJ「総合所見」>

- ① 「指摘事項」は観察されない（全部門）
- ② PDCAの展開が軌道に乗り、あるいは定着している（全部門）
- ③ トップマネジメントレビューは良好に機能している（全部門）
- ④ 全社大の教育システムの構築が行われた（室部門）
- ⑤ 不適合処理の迅速化が進んでいる（主として再処理事業部）

- ⑥ 検証及び妥当性確認に関する注力が行われている(主として再処理事業部)
- ⑦ 内部品質監査、調達先評価が励行されている(全社)
- ⑧ 協力会社を含めた品質保証活動が推進・励行されている(全社)
(詳細は、関係資料①参照)

(2) 部門別の監査結果

① 再処理事業部及び「室」

文書監査、実地監査においても指摘事項は無く、「より優れた運用を期待した提起」として、「監査項目の任意抽出範囲拡大」等、再処理事業部で11件、「室」で4件の「コメント」がありました。

(詳細は、関係資料②及び⑤参照)

② 濃縮事業部及び埋設事業部

文書監査、実地監査においても指摘事項は無く、「より優れた運用を期待した提起」として、「きめ細かい教育計画のフォロー」等、濃縮事業部で2件の「コメント」がありました。

(詳細は、関係資料③及び④参照)

4. 監査結果に対する当社の取り組み

上記、3.(1)のLRJ総合所見においても、「改善策として導入された諸制度が定着段階に入り、良好な品質システムが構築されつつある」との評価を受けており、改善された当社品質保証体制は、PDCAの展開を中心として、着実に定着してきているものと考えますが、一方で、一層の効果発揮を期待した事業部・室共通の提言や、「より優れた運用を期待した提起」としての事業部・室毎のコメントも受けており、今後とも、品質保証活動の実効性の確保と質的向上を目指して、継続的な改善の取り組みを進めていきたいと考えます。

なお、今回の監査でLRJより提起あった事業部・室毎のコメントと当社の対応方針は、【添付-1～3】の通りであり、速やかに必要な検討・処置を行って、当社品質保証体制改善の実行をより確実なものにして行くこととします。

「関係資料」

- ① 平成17年度第2回定期監査報告書（全体総括）（W00915119号-0）
（平成18年1月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ② 平成17年度第2回定期監査報告書（その1）「室」部門の監査結果
（W00915119号-1）
（平成18年1月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ③ 平成17年度第2回定期監査報告書（その2）濃縮事業部の監査結果
（W00915119号-2）
（平成18年1月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ④ 平成17年度第2回定期監査報告書（その3）埋設事業部の監査結果
（W00915119号-3）
（平成18年1月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）
- ⑤ 平成17年度第2回定期監査報告書（その4）再処理事業部の監査結果
（W00915119号-4）
（平成18年1月16日 ロイド・レジスター・ジャパン(有)）

以上

「室」の平成17年度第2回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針

監査項目	LRJコメント	当社の対応方針	期限	対応部署
内部監査	<p>①今年度の内部品質監査では、被監査部門に対して事前にチェックシートが渡されている。今後、内部監査チームの監査予定項目の半数程度については任意抽出方式を取り入れ、「準備されていない実態」を監査することが望まれる。</p> <p>②チェックシートを渡した場合にあっては、当該シートが品質記録の一端であると見なせるので、監査記録と共にファイルしておくことが望まれる。</p>	<p>「平成18年度内部監査計画」に反映することとし、チェックシートを用いる場合でも、監査項目の半数程度については任意抽出方式を取り入れることを検討致します。</p>	平成18年3月末	品質保証室
教育システムの向上	<p>教育システムの向上のために、以下の事項の早期実現が望まれる。</p> <p>①教育規程の理念に基づき現場主導の教育が行われるための、管理者に対する意識付け</p> <p>②教育履歴管理システムの運用規定の制定</p> <p>③未受講者に対するフォローの仕組み作り</p> <p>④教育所管部署が受講者・講師・所属長の研修に対する評価情報を共有して教育システムの向上を図るための仕組み作り</p>	<p>①、③、④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度研修計画」において実施に向けた方向性を提示。 ・具体的実施内容を確定。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録実績ならびにシステムの使い勝手、機能追加等のニーズを調査。 ・システムの改修とともに運用規定を制定。 	<p>平成17年12月 (実施済み)</p> <p>平成18年3月末</p> <p>平成18年6月末</p> <p>平成18年3月末</p> <p>平成18年6月末</p>	能力開発G
教育	<p>広報・地域交流室は、規模が大きいかつ重要な部門であるので、教育管理の充実に注力することが望まれる。</p>	<p>広報・地域交流部門としての望ましい人材・能力を考察し、人材の教育管理方策の策定を検討します。</p>	平成18年6月末	広報・地域交流室

濃縮事業部の平成 17 年度第 2 回定期監査における LRJ コメントと当社の対応方針

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
教育・訓練	<p>放射線管理課の教育計画の実績把握は3ヶ月毎に実施され、計画フォローも行われているが、濃縮事業部の多くの部署では毎月の計画フォローが行われていることから、同様のよりきめ細かい教育計画フォローが望まれる。</p> <p>教育・訓練状況をより詳細に把握できるように下記事項の検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育実績管理台帳の更なるきめ細かい実績管理 	<p>課員の教育計画の実績把握について、適正な頻度でフォローする。</p> <p>部員の教育計画の実績把握について、適正な頻度でフォローする。</p>	<p>平成18年1月より実施中</p> <p>平成18年1月より実施中</p>	<p>放射線管理課</p> <p>濃縮計画部</p>

再処理事業部の平成17年度第2回定期監査におけるLRJコメントと当社の対応方針

監査項目	LRJコメント	当社の対応方針	期限	対応部署
事前検査(リハーサル)	現在、施設担当課との事前検査(リハーサル)対象案件及び実施日等は、事前に十分な打合せが行われているが、実施日直前でのスケジュール変更に対する連絡体制を確立しておくことが望まれる。	事前にリハーサル予定表を作成し、予定表に基づきリハーサルを実施しているが、直前でリハーサルの予定が変更になる場合は、施設担当課は、確実に許認可業務課へ変更連絡を行うよう業連で周知する。また、連絡方法はメール等記録に残る方法で実施することとする。	平成18年1月に業連を発信する。	品質管理部 許認可業務課
技術・技能認定制度	技術・技能認定制度により認定された人員は、着実に増加している。本制度は、制度/体制が整った段階であり、各要員の技術力及びモチベーションの向上を目的としている。今後、再処理事業部として有効な制度として活用されることを期待する。	社員の技術力・モチベーションの向上のため、認定しないものの社員の所属、認定ランクに關係なく、他の職種または上位ランクの筆記試験を受験できるルールを検討する。	平成17年度検討実施 平成18年度運用開始	品質管理部 教育課
監査項目の任意抽出	保安監査部の活動は、品質保証体制の改善策の実行をより効果的にするために非常に重要なものである。この活動をより効果的なくとすため、監査項目の任意抽出をより多く取入れ、今以上に緊張感のある監査を行われることを期待する	監査項目の任意抽出については、H16年度のLRJ監査を受けて、品質監査要領を改正し、H17年度より抜き打ち形式を採用することにより取り組んできている。取り組み状況については、本年度の監査で説明した通りであるが、左記の期待を受け、更なる改善として、LRJが作成している監査計画を参考に「監査実施過程において派生的に生じた事項についても任意抽出する」旨の記載を個別の監査計画書に反映して対応することとする。	H18.3月を目途に品質監査要領を改正し、左記に関する標準化を図る。	保安監査部 保安監査課

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期限	対応部署
品質目標	<p>品質目標の管理表は、総じて適切に記載されているが、部分的に達成度の定量的尺度、および達成状況の表示に更なる工夫が望まれる。(例えば「図書の整備」の項)</p>	<p>達成度の定量的尺度および達成状況の表示について、可能な範囲で定量的に記載するよう見直しを行う。</p>	<p>・達成度の定量的尺度(達成指標)は平成18年度目標設定時より対応。 ・達成状況の表示は第4四半期報告分より対応</p>	<p>保守部 機械保修課 計装保修課</p>
目標管理シート	<p>品質目標として、アクティブ試験に係る要領書類の作成準備を100%達成することが上げられている。作成すべき要領書類が具体的に判明した時点でリストに取りまとめ、その達成状況をよりの確に管理することができれば、さらなる効果が期待できるものと考ええる。</p> <p>目標管理シートでPDCAの展開状況を記載するに際して、より具体的な状況説明を記載することが望まれる。</p>	<p>現在、アクティブ試験に係る社内標準類へ盛り込むべき安全要件等の洗い出しを行っており、新規制定及び改正を要する標準類が確定した時点でリスト化し、制改正の進捗管理をしていくこととする</p> <p>評価の段階で「問題なし」という表現が多かったが、今後は状況説明を記載することとする。</p>	<p>アクティブ試験開始前まで</p>	<p>技術部 技術課</p>
目標管理シート	<p>目標管理シートでPDCAの展開状況を記載するに際して、より具体的な状況説明を記載することが望まれる。</p>	<p>評価の段階で「問題なし」という表現が多かったが、今後は状況説明を記載することとする。</p>	<p>次回評価まで(実施済)</p>	<p>燃料管理部 燃料管理課</p>
規定類の見直し	<p>規定類の見直しに関して、予め設定した周期ごとに、自部門で起草した規定類の「改正の要否」を点検する仕組み作りが望まれる。この場合、改正を必要としないという結論であっても、その旨を記録に残すべきである。</p> <p>品質目標に基づいて、品質保証に係わる規定類の見直しを実施されている。</p> <p>規定類の見直しに関しては、予め設定した周期にて、自部門で起草した規定類の「改正の要否」を点検する「再処理事業部文書管理要領」に定めた仕組みの定着化が望まれる。改正を必要としないという結論であっても、その旨を記録に残すべきである。</p>	<p>「再処理事業部 文書管理要領」に基づく定期レビューの中で、技術的な内容を含めた点検結果は「内部文書定期レビューチェックシート」に記録し、次回定期レビューまで保管する</p> <p>・品質保証標準類については、「再処理事業部 文書管理要領」に基づき定期レビューを行っている。 ・定期レビューの結果(改正の要否)について、改正を必要としなない場合も記録し、次回定期レビューまで保管する。</p>	<p>要領・細則・手順書について、次回定期レビュー(18/6月)で実施。 なお、本年度は要領のみ実施(17/6月)</p> <p>次回定期レビュー時</p>	<p>貯蔵管理部 貯蔵管理課</p>
				<p>防災管理部 放射線管理部</p>

監査項目	LRJ コメント	当社の対応方針	期 限	対応部署
再改訂時の履歴	一旦決定図書となったものに対する再改訂時の受発信検索リストの記載をリストに上書きしていくのではなく、再改訂時の履歴が分かるようにすることが望まれる。	今後、リストには再改訂時の履歴が分かるように、履歴を上書きしていくのではなく、追加記入していく。	平成18年1月から実施。	施設建設部 建設管理 G、 貯蔵施設建設 G
各種要領書に対する確認	JNFL 仕様書をもとにメーカーから提示される各種要領書に対する確認が適切に実施されたことを判別できるような態様とすることが望まれる。	メーカー提出図書をチェックしたエビデンスとして旧 Rev の図書とコメント処理票もエンジニアリングファイルとして保管することとする。	平成17年度検討開始 平成18年度運用開始	核物質管理部
立会検査記録の確認	JNFL が立会検査を行った際には、検査記録の表紙部のみではなく、個別の検査記録上に確認のエビデンスを残すことが望まれる。	仕様の検収条件に関する立会記録については個別の記録についても立会者、立会日の記載を行うこととする。	平成17年度検討開始 平成18年度運用開始	